

新旧対照表

改訂日：2026 年 3 月 5 日(木)

MyMazda ID 利用規約

改訂前	改訂後
<p>第 18 条(本規約の変更)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 当社は、当ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と認める方法により本規約の変更をユーザーに周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。2. 当社が当ウェブサイトへの掲載をもって本規約の変更を周知する場合には、当該掲載の時点をもって変更の効力が生じるものとします。ただし、変更内容がユーザーに重大な影響を与えると当社が判断する場合には、当社は、合理的な予告期間をもって変更を周知するものとします。3. ユーザーは、本規約の変更の効力発生後に本サービス等を利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。	<p>第 18 条(本規約の変更)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、ID 及び本サービスの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。<ol style="list-style-type: none">(1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。(2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/)に掲載することにより行うものとします。
<p>第 19 条(損害賠償)</p> <p>ユーザーの本規約に違反する行為、または不正若しくは違法な行為によって、当社に損害が生じ、またはそのおそれを生じさせた場合には、当社は、ユーザーに対して、当該行為の差し止めや当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 19 条(損害賠償)</p> <ol style="list-style-type: none">1. ユーザーの本規約に違反する行為、または不正若しくは違法な行為によって、当社に損害が生じ、またはそのおそれを生じさせた場合には、当社は、ユーザーに対して、当該行為の差し止めや当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。2. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がユーザーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、ユーザーに現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
2023 年 10 月 5 日改訂	2026 年 3 月 5 日改訂

MyMazda アプリ利用規約

改訂前	改訂後
<p>第 20 条(本規約の変更)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 当社は、当社公式ウェブサイトへの掲載、その他当社が適切と認める方法により本規約の変更をユーザーに周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。2. 当社が当社公式ウェブサイトへの掲載をもって本規約の変更を周知する場合には、当該掲載の時点をもって変更の効力が生じるものとします。ただし、変更内容がユーザーに重大な影響を与えると当社が判断する場合には、当社は、合理的な予告期間をもって変更を周知するものとします。この場合、ユーザーに対して本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。3. ユーザーは、本規約の変更の効力発生後に本アプリを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。	<p>第 20 条(本規約の変更)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、本アプリの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。<ol style="list-style-type: none">(1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。(2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。
<p>第 21 条(損害賠償)</p> <p>ユーザーの本規約に違反する行為、または不正若しくは違法な行為によって、当社に損害が生じ、またはそのおそれを生じさせた場合には、当社は、ユーザーに対して、当該行為の差し止めや当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 21 条(損害賠償)</p> <ol style="list-style-type: none">1. ユーザーの本規約に違反する行為、または不正若しくは違法な行為によって、当社に損害が生じ、またはそのおそれを生じさせた場合には、当社は、ユーザーに対して、当該行為の差し止めや当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。2. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がユーザーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、ユーザーに現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
2023 年 10 月 5 日改訂	2026 年 3 月 5 日改訂

コネクティッドサービス利用規約

改訂前	改訂後
<p>第2条(定義)</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネク」をいいます。 「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。 「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話または当社所定の情報通信端末で、ユーザーが所有または管理するものをいいます。 「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。 「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。なお、コネクティッドサービスの具体的なサービス内容、無料期間及びその他留意事項等については、別紙に定める通りとします。 「協業事業者」とは、当社と提携して、コネクティッドサービス以外のサービスをユーザーに提供する事業者(ここでいう「サービス」とは、コネクティッドサービスを含む当社が提供するサービスとは別のサービスを指します。)をいいます。 「マツダ販売店」とは、当社と特約販売契約を締結する特約販売会社をいいます。 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。 「サービス利用情報」とは、コネクティッドサービスの利用情報(端末の位置情報・サービスの操作履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。 「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(利用車両の位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限られません。)をいいます。 「当社グループ会社」とは、当社の子会社、関連会社及びその他の関係会社をいい、マツダ販売店を含むものとします。 「当社等」とは、当社、当社グループ会社及び協業事業者を総称していいます。 	<p>第2条(定義)</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネク」をいいます。 「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。 「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話または当社所定の情報通信端末で、ユーザーが所有または管理するものをいいます。 「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。 「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。なお、コネクティッドサービスの具体的なサービス内容、無料期間及びその他留意事項等については、別紙に定める通りとします。 「第三者サービス事業者」とは、車載機または車載通信機を利用して、コネクティッドサービス以外のサービスをユーザーに提供する事業者(本号および次号でいう「サービス」とは、コネクティッドサービスを含む当社が提供するサービスとは別のサービスを指します。)をいいます。 「第三者サービス」とは、第三者サービス事業者がユーザーに提供するコネクティッドサービス以外のサービスをいいます。 「マツダ販売店」とは、当社と特約販売契約を締結する特約販売会社をいいます。 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。 「サービス利用情報」とは、コネクティッドサービスの利用情報(端末の位置情報・サービスの操作履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。 「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(利用車両の位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限られません。)をいいます。 「当社グループ会社」とは、当社の子会社、関連会社及びその他の関係会社をいい、マツダ販売店を含むものとします。 「当社等」とは、当社、当社グループ会社及び第三者サービス事業者を総称していいます。
<p>第3条(本規約の変更及びユーザーへの通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、当社公式ウェブサイトへの掲載、その他当社が適切と認める方法により本規約の変更をユーザーに周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。 当社が当社公式ウェブサイトへの掲載をもって本規約の変更を周知する場合には、当該掲載の時点をもって変更の効力が生じるものとします。ただし、変更内容がユーザーに重大な影響を与えると当社が判断する場合には、当社は、合理的な予告期間をもって変更を周知するものとします。この場合、ユーザーに対して本 	<p>第3条(本規約の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、民法第548条の4の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、コネクティッドサービス利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。

改訂前	改訂後
<p>規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。</p> <p>3. ユーザーは、本規約の変更の効力発生後にコネクティッドサービスを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。</p>	<p>(1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。</p> <p>3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。</p>
<p>第 16 条(損害賠償)</p> <p>ユーザーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該ユーザーに対して損害賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 16 条(損害賠償)</p> <p>1. ユーザーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該ユーザーに対して損害賠償を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がユーザーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、ユーザーに現実生じた通常かつ直接の範囲内の損害を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>
<p>第 17 条(免責)</p> <p>1. 当社は、コネクティッドサービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、コネクティッドサービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。</p> <p>2. 当社は、コネクティッドサービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、コネクティッドサービスの遅延または中断などによりユーザーまたはセカンダリードライバーが被った損害について、それが当社の故意または重過失により生じた場合を除き、一切責任を負いません。</p> <p>3. ユーザーがコネクティッドサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、ユーザーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。</p> <p>4. 次の各号の場合にはコネクティッドサービスの全部または一部が利用できず、それによりユーザーまたはセカンダリードライバーが被った損害について、それが当社の故意または重過失により生じた場合を除き、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(1) ユーザーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはユーザーが第 11 条の変更届出を怠っている場合</p> <p>(2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくはコネクティッドサービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合</p> <p>(3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合</p> <p>(4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載通信機を含む車載機等の電池切れ・電源が入っていない等、電力が正常に供給されていない場合</p>	<p>第 17 条(免責)</p> <p>1. 当社は、コネクティッドサービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、コネクティッドサービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。</p> <p>2. 当社は、コネクティッドサービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、コネクティッドサービスの遅延または中断などによりユーザーまたはセカンダリードライバーが被った損害について、一切責任を負いません。</p> <p>3. ユーザーがコネクティッドサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、ユーザーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。</p> <p>4. 次の各号の場合にはコネクティッドサービスの全部または一部が利用できず、それによりユーザーまたはセカンダリードライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(1) ユーザーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはユーザーが第 11 条の変更届出を怠っている場合</p> <p>(2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくはコネクティッドサービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合</p> <p>(3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合</p> <p>(4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載通信機を含む車載機等の電池切れ・電源が入っていない等、電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5) 車載機等の電源が入っていない場合</p>

改訂前	改訂後
<p>(5) 車載機等の電源が入っていない場合</p>	<p>5. 第三者サービス事業者が、ユーザーに対して第三者サービスを提供する場合、第三者サービスの内容および利用条件等は、第三者サービス事業者が別に定めるところによるものとし、ユーザーは、次の各号に定める事項に同意します。</p> <p>(1) ユーザーが第三者サービスを利用する場合、当該第三者サービスに関する契約は、ユーザーと当該第三者サービス事業者との間で直接成立するものであり、当社は、当該第三者サービスに関する契約の当事者とはならず、第三者サービスについて一切責任を負いません。</p> <p>(2) 当社は、第三者サービスについて、動作保証および品質保証その他一切の責任を負うものではなく、第三者サービスまたはその利用によりユーザーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(3) 第三者サービス事業者の判断により、ユーザーへの通知なく、第三者サービスが制限され、または利用できなくなることあり、当該制限または利用不能によりユーザーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(4) ユーザーは、第三者サービス事業者との間で紛争が生じた場合、発生した一切の紛争を自己の責任と負担において、ユーザーと当該第三者サービス事業者の間で解決するものとし、</p>
<p>第 21 条(個人情報等の取扱い)</p> <p>1. 当社は、当社が取得したユーザーの個人情報、サービス利用情報及び車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本条の定め及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとし、</p> <p>2. ユーザーは、当社が本条第 4 項各号に定める目的のために、次の各号に定める情報に含まれる個人情報等を取得することに同意します。</p> <p>(1) コネクティッドサービスの利用申込みの際にご登録いただいた情報</p> <p>(2) コネクティッドサービスの利用申込みの際に、コネクティッドサービスを利用する車両としてご指定いただいた車両に関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月を含みますが、これに限りません。)</p> <p>(3) コネクティッドサービスの利用に際しご提供いただいた情報及びその利用状況に関する情報(セカンダリドライバーに関する情報及びセカンダリドライバーによる利用状況に関する情報を含みます。)</p> <p>(4) コネクティッドサービスの利用にあたり、車載機または車載通信機を通じて取得される車両状態情報</p> <p>(5) 利用車両の取得の際にご登録いただいた情報</p> <p>(6) 前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報</p> <p>3. ユーザーは、前項に含まれるユーザーの個人情報等を、当社がユーザーから取得するほかに、当社がマツダ販売店から取得することに同意します。</p> <p>4. 当社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために個人情報等を利用できるものとし、ユーザーはこれに同意します。</p>	<p>第 21 条(個人情報等の取扱い)</p> <p>1. 当社は、当社が取得したユーザーの個人情報、サービス利用情報及び車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本条の定め及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとし、</p> <p>2. ユーザーは、当社が本条第 4 項各号に定める目的のために、次の各号に定める情報に含まれる個人情報等を取得することに同意します。</p> <p>(1) コネクティッドサービスの利用申込みの際にご登録いただいた情報</p> <p>(2) コネクティッドサービスの利用申込みの際に、コネクティッドサービスを利用する車両としてご指定いただいた車両に関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月を含みますが、これに限りません。)</p> <p>(3) コネクティッドサービスの利用に際しご提供いただいた情報及びその利用状況に関する情報(セカンダリドライバーに関する情報及びセカンダリドライバーによる利用状況に関する情報を含みます。)</p> <p>(4) コネクティッドサービスの利用にあたり、車載機または車載通信機を通じて取得される車両状態情報</p> <p>(5) 利用車両の取得の際にご登録いただいた情報</p> <p>(6) 前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報</p> <p>3. ユーザーは、前項に含まれるユーザーの個人情報等を、当社がユーザーから取得するほかに、当社がマツダ販売店から取得することに同意します。</p> <p>4. 当社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために個人情報等を利用できるものとし、ユーザーはこれに同意します。</p>

改訂前	改訂後
<p>(1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信</p> <p>(2) コネクティッドサービスの提供</p> <p>(3) ユーザーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など)</p> <p>(4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応</p> <p>(5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施</p> <p>(6) 協業事業者が提供する各種サービスをユーザーが利用するのに必要な範囲での当該協業事業者への提供(但し、本号の定めは、当該協業事業者が提供するサービスにユーザーが自ら申し込み、ユーザーが当該協業事業者に対しコネクティッドサービス利用のために当社に提供している自らの個人情報等を利用することを認めた場合にのみ適用されるものとします。)</p> <p>(7) 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)が、ユーザーに対して提供する保険商品を開発し、または品質を改善する目的において必要とする利用車両の車台番号及び車両状態情報の当該保険会社への提供。(但し、本号の適用は、2023年2月27日以降に本規約に同意のうえコネクティッドサービス利用契約を新たに申し込んだユーザーに限定され、かつ、当該保険会社との間で保険契約を締結している場合に限るものとします。)</p> <p>(8) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応</p> <p>(9) コネクティッドサービスのうち、マツダエマージェンシーコールのサービスを提供するために必要となる、警察、消防等(以下「関係機関」といいます。)または救急病院等(以下「医療機関」といいます。)への伝達、提供</p> <p>(10) ユーザーへのコネクティッドサービスの提供にかかる対価・料金の請求(ただし、ユーザーが別途有料サービス利用契約を締結した場合に限ります。)</p> <p>(11) その他個人情報等の取得時に明示した目的</p> <p>5. 当社は、コネクティッドサービスに関する業務を第三者に委託することがあります。当社が当該委託先に対し、ユーザーがコネクティッドサービスのサービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。</p> <p>6. 当社は、各サービス窓口へのお問い合わせ及びご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。</p> <p>(1) お問い合わせ内容の確認</p> <p>(2) お客様対応の品質及びお客様満足度向上</p> <p>(3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供</p> <p>7. 当社は、次に記載する項目に関するユーザーの個人情報等を、ユーザーが利用車両を購入した、またはユ</p>	<p>(1) ユーザーへのお知らせ等の発送・発信</p> <p>(2) コネクティッドサービスの提供</p> <p>(3) ユーザーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など)</p> <p>(4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応</p> <p>(5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施</p> <p>(6) 第三者サービス事業者が提供する各種サービスをユーザーが利用するのに必要な範囲での当該第三者サービス事業者への提供(但し、本号の定めは、当該第三者サービス事業者が提供するサービスにユーザーが自ら申し込み、ユーザーが当該第三者サービス事業者に対しコネクティッドサービス利用のために当社に提供している自らの個人情報等を利用することを認めた場合にのみ適用されるものとします。)</p> <p>(7) 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)が、ユーザーに対して提供する保険商品を開発し、または品質を改善する目的において必要とする利用車両の車台番号及び車両状態情報の当該保険会社への提供。(但し、本号の適用は、2023年2月27日以降に本規約に同意のうえコネクティッドサービス利用契約を新たに申し込んだユーザーに限定され、かつ、当該保険会社との間で保険契約を締結している場合に限るものとします。)</p> <p>(8) ユーザーからの各種お問い合わせへの対応</p> <p>(9) コネクティッドサービスのうち、マツダエマージェンシーコールのサービスを提供するために必要となる、警察、消防等(以下「関係機関」といいます。)または救急病院等(以下「医療機関」といいます。)への伝達、提供</p> <p>(10) ユーザーへのコネクティッドサービスの提供にかかる対価・料金の請求(ただし、ユーザーが別途有料サービス利用契約を締結した場合に限ります。)</p> <p>(11) その他個人情報等の取得時に明示した目的</p> <p>5. 当社は、コネクティッドサービスに関する業務を第三者に委託することがあります。当社が当該委託先に対し、ユーザーがコネクティッドサービスのサービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。</p> <p>6. 当社は、各サービス窓口へのお問い合わせ及びご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。</p> <p>(1) お問い合わせ内容の確認</p> <p>(2) お客様対応の品質及びお客様満足度向上</p> <p>(3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供</p>

改訂前	改訂後
<p>ユーザーが指定したマツダ販売店に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。</p> <p>(1) 提供先の利用目的</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 ② コネクティッドサービスの提供 ③ 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 ④ 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 ⑤ ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 <p>(2) 提供項目 車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報・サービス利用情報・契約内容・契約期間・ユーザーの氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別</p> <p>(3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供</p> <p>8. 当社は、次に掲げる利用目的で、次に掲げる項目に関するユーザーの個人情報等を、国土交通省及び経済産業省その他その指定する機関並びに当社の指定する研究機関に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。</p> <p>(1) 提供先の利用目的</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな車両安全対策の検討 ② 事故自動通報システム、先進事故自動通報システム導入に係る検討 ③ その他交通安全対策に資する研究 <p>(2) 提供項目 利用車両の乗員等に生じた緊急事態の内容、通報発信時の位置、走行履歴、年式、型式、車種名、車体色等、自動発信・手動発信の別、通報発信時刻、車載通信機に付与された電話番号等の情報並びに車両状態情報</p> <p>(3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供</p> <p>9. 当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、ユーザーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。</p> <p>10. 当社は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に定める場合の他、ユーザーまたは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または当社が従うべき法的義務のために必要がある場合に限り、あらかじめ同意を得ずにユーザーの個人情報等を開示することがあり、ユーザーはこれに同意します。</p> <p>11. ユーザーは、当社が取得した自己の個人情報等について、個人情報保護法の定めるところにより当社に対</p>	<p>7. 当社は、次に記載する項目に関するユーザーの個人情報等を、ユーザーが利用車両を購入した、またはユーザーが指定したマツダ販売店に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。</p> <p>(1) 提供先の利用目的</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ユーザーへのお知らせ等の発送・発信 ② コネクティッドサービスの提供 ③ 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 ④ 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 ⑤ ユーザーからの各種お問い合わせへの対応 <p>(2) 提供項目 車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報・サービス利用情報・契約内容・契約期間・ユーザーの氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別</p> <p>(3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供</p> <p>8. 当社は、次に掲げる利用目的で、次に掲げる項目に関するユーザーの個人情報等を、国土交通省及び経済産業省その他その指定する機関並びに当社の指定する研究機関に提供することがあり、ユーザーはこれに同意します。</p> <p>(1) 提供先の利用目的</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな車両安全対策の検討 ② 事故自動通報システム、先進事故自動通報システム導入に係る検討 ③ その他交通安全対策に資する研究 <p>(2) 提供項目 利用車両の乗員等に生じた緊急事態の内容、通報発信時の位置、走行履歴、年式、型式、車種名、車体色等、自動発信・手動発信の別、通報発信時刻、車載通信機に付与された電話番号等の情報並びに車両状態情報</p> <p>(3) 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供</p> <p>9. 当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、ユーザーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。</p> <p>10. 当社は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に定める場合の他、ユーザーまたは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または当社が従うべき法的義務のために必要がある場合に限り、あらかじめ同意を得ずにユーザーの個人情報等を開示することがあり、ユーザーはこれに同意します。</p>

改訂前	改訂後
<p>して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。</p> <p>12. ユーザーの個人情報等、その他お問い合わせにつきましては、サポートデスクまでご連絡ください。 【サポートデスク】 TEL 0120-386-747（平日：9:00～17:00、土日祝：9:00～12:00、13:00～17:00）</p> <p>13. 事業者及び個人情報保護管理者は次に記載します。 【事業者】 マツダ株式会社 【個人情報保護管理者】 国内営業本部 本部長 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地3-1 TEL 082-282-1111 URL:https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/</p> <p>14. ユーザーは、ユーザーの個人情報等を当社にご提供いただけない場合、コネクティッドサービスの提供を受けることができません。</p>	<p>11. ユーザーは、当社が取得した自己の個人情報等について、個人情報保護法の定めるところにより当社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。</p> <p>12. ユーザーの個人情報等、その他お問い合わせにつきましては、サポートデスクまでご連絡ください。 【サポートデスク】 TEL 0120-386-747（平日：9:00～17:00、土日祝：9:00～12:00、13:00～17:00）</p> <p>13. 事業者及び個人情報保護管理者は次に記載します。 【事業者】 マツダ株式会社 【個人情報保護管理者】 国内ブランドビジネス統括本部 本部長 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地3-1 TEL 082-282-1111 URL:https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/</p> <p>14. ユーザーは、ユーザーの個人情報等を当社にご提供いただけない場合、コネクティッドサービスの提供を受けることができません。</p>
<p>第 24 条(譲渡時等の取扱い)</p> <p>1. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、また理由如何に関わらず、毀損・滅失等により利用車両を保有しなくなった(以下「利用車両の譲渡等」といいます。)場合は、コネクティッドサービス利用契約の解約を当社に届け出るものとします。ユーザーがこれを怠ったことによりユーザーに損害が発生しても当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. 当社は、利用車両の譲渡等の有無を確認することを目的として、一般財団法人 自動車検査登録情報協会が提供する自動車検査登録情報提供サービス(以下「AIRIS」といいます。)を利用できるものとします。</p> <p>3. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されたことを検知した場合、抹消または一時抹消の各登録がされた日の属する月の翌月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。なお、当社が AIRIS の利用を開始することに伴い、2025 年 2 月 28 日時点でユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されている場合、2025 年 3 月 19 日にコネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。</p> <p>4. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両について利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたことを検知した場合、変更登録がされた日の属する月の翌々月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。 (1) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が変更された日の属す</p>	<p>第 24 条(譲渡時等の取扱い)</p> <p>1. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、また理由如何に関わらず、毀損・滅失等により利用車両を保有しなくなった(以下「利用車両の譲渡等」といいます。)場合は、コネクティッドサービス利用契約の解約を当社に届け出るものとします。ユーザーがこれを怠ったことによりユーザーに損害が発生しても当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. 当社は、利用車両の譲渡等の有無を確認することを目的として、一般財団法人 自動車検査登録情報協会が提供する自動車検査登録情報提供サービス(以下「AIRIS」といいます。)を利用できるものとします。</p> <p>3. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されたことを検知した場合、抹消または一時抹消の各登録がされた日の属する月の翌月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。なお、当社が AIRIS の利用を開始することに伴い、2025 年 2 月 28 日時点でユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されている場合、2025 年 3 月 19 日にコネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。</p> <p>4. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両について利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたことを検知した場合、変更登録がされた日の属する月の翌々月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。 (1) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が変更された日の属す</p>

改訂前	改訂後
<p>る月から翌々月 20 日までに、当社に対し、第 11 条の定めに基づき氏名、住所その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合</p> <p>(2) 当社が、利用車両の譲渡等が発生していないと判断した場合</p> <p>5. 前二項に定める場合を除き、当社が利用車両の譲渡等を知った時点で、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。</p> <p>6. 前三項の定めに基づくコネクティッドサービス利用契約の終了によりユーザーに損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>7. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等のすべてを当社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、ユーザーが所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、または漏洩しても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>8. ユーザーは、利用車両の譲渡等が発生した場合には、当該車両の所有者の同意がない限り、端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機等にアクセスしたり、当該車両の車載機等を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用車両を第三者から譲り受けてユーザーとなる者と利用車両の当該譲渡人との間の紛争については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>る月から翌々月 20 日までに、当社に対し、第 11 条の定めに基づき氏名、住所その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合</p> <p>(2) 当社が、利用車両の譲渡等が発生していないと判断した場合</p> <p>5. 前二項に定める場合を除き、当社が利用車両の譲渡等を知った時点で、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。</p> <p>6. 前三項の定めに基づくコネクティッドサービス利用契約の終了によりユーザーに損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>7. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等のすべてを当社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、ユーザーが所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、または漏洩しても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>8. ユーザーは、利用車両の譲渡等が発生した場合には、当該車両の所有者の同意がない限り、端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機等にアクセスしたり、当該車両の車載機等を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用車両を第三者から譲り受けてユーザーとなる者と利用車両の当該譲渡人との間の紛争については、当社は一切責任を負いません。</p>
<p>第 26 条(解除事由)</p> <p>1. 当社は、ユーザーまたはセカンダリドライバーが次の各号のいずれかに該当する場合(ただし、セカンダリドライバーの場合は、第 4 号、第 6 号及び第 7 号は除きます。)、ユーザーに通知または催告することなく、直ちにコネクティッドサービス利用契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 当社に対しコネクティッドサービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) コネクティッドサービスを不正に利用した場合</p> <p>(3) コネクティッドサービスの運営を妨害した場合</p> <p>(4) 利用車両を保有しなくなった場合</p> <p>(5) コネクティッドサービスを1年以上利用していない場合</p> <p>(6) 本規約及び本規約の一部を構成する規約その他本規約に関連する規約のいずれかの条項に違反した場合</p> <p>(7) 第 25 条に違反する事実が判明したとき</p> <p>(8) その他、当社がユーザーをコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合</p>	<p>第 26 条(解除事由)</p> <p>当社は、ユーザーまたはセカンダリドライバーが次の各号のいずれかに該当する場合(ただし、セカンダリドライバーの場合は、第 4 号、第 6 号及び第 7 号は除きます。)、ユーザーに通知または催告することなく、直ちにコネクティッドサービス利用契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 当社に対しコネクティッドサービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合</p> <p>(2) コネクティッドサービスを不正に利用した場合</p> <p>(3) コネクティッドサービスの運営を妨害した場合</p> <p>(4) コネクティッドサービスを1年以上利用していない場合</p> <p>(5) 本規約及び本規約の一部を構成する規約その他本規約に関連する規約のいずれかの条項に違反した場合</p> <p>(6) 第 25 条に違反する事実が判明したとき</p> <p>(7) その他、当社がユーザーをコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合</p>
<p>2025 年 3 月 14 日改訂</p>	<p>2026 年 3 月 5 日改訂</p>
<p>コネクティッドサービス利用規約 別紙</p>	<p>コネクティッドサービス利用規約 別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コネクティッドサービスの内容および各サービスの無料期間 ● 対象車両 車載通信機を搭載した 2026 年春発売予定の MAZDA CX-5

改訂前

サービス構成・料金									
カテゴリ	サービス名	無料期間	初度登録	満3年	満10年				
ベースサービス	安全・安心	マツダエマージェンシーコール	10年	10年無料					
		マツダアドバンスコイル							
		コンディションモニター							
		バッテリーケア ※1							
	パーグラアラーム通知								
	快適・楽しむ	目的地送信				3年	3年無料		コンフォートプラン (有料)
		カーファインダー							
		リモートモニター							
		リモートコントロール							
		うっかり通知							
EVサポート									
基本	Amazon Alexa (コネクティッドサービス通信回線利用)	10年	10年無料						
	ソフトウェアアップデート								
リコール通知									
カテゴリ	サービス名	無料期間	初度登録	満3年	満10年				
オプションサービス	快適		-	リモートエンジンスタート (有料)					
カテゴリ	サービス名	無料期間	カード装着	3年					
オプションサービス	ナビゲーション	マツダオンラインナビ	3年	3年無料	マツダオンラインナビ (有料)				
		地図更新(差分)	ナビゲーション用SDカードの更新期限内でご利用いただけます						

※1 バッテリーケア、EVサポートは、EVおよびPHEV専用の機能です。

※2 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。また、EVおよびPHEVには設定がありません。EVサポート内のリモートエアコン機能により同様の機能がご利用いただけます。

■ コネクティッドサービスの内容および各サービスの無料期間

- “安全・安心”サービス:初度登録日から 10年後の初度登録月末日まで無料
- “快適・楽しむ”サービス:初度登録日から 3年後の初度登録月末日まで無料
- “基本”サービス:初度登録日から 10年後の初度登録月末日まで無料
- “ナビゲーション”サービス:無料期間の始期及び終期は、装着するナビゲーション用SDカードの種類によって異なります。

改訂後

	料金(税込み)	無料期間
基本プラン		
ソフトウェアアップデート リコール通知	-	初度登録日から 10年後の月末まで
安全・安心・快適プラン		
マツダエマージェンシーコール マツダアドバンスコイル コンディションモニター パーグラアラーム通知 目的地送信 カーファインダー リモートモニター リモートコントロール うっかり通知	月額 500円 年額 5,500円	初度登録日から 1年後の月末まで
Google 搭載用データ無制限プラン ※2		
Google 搭載(コネクティッドサービス通信回線利用) ※3	月額 990円 年額 10,890円	初度登録日から 1年後の月末まで

※1 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。

※2 一定期間に大量の通信を行った場合、通信速度制限がかかる場合があります。

※3 安全・安心・快適プランのご契約がない場合、目的地送信の機能はご利用いただけません。

● 対象車両

車載通信機を搭載した車両(ただし、2026年春発売予定の MAZDA CX-5 は除きます。また、車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。)

【 [URL](https://www.mazda.co.jp/globalassets/assets/carlife/connected/common/pdf/cs_servicelist.pdf) : https://www.mazda.co.jp/globalassets/assets/carlife/connected/common/pdf/cs_servicelist.pdf】

サービス構成・料金									
カテゴリ	サービス名	無料期間	初度登録	満3年	満10年				
ベースサービス	安全・安心	マツダエマージェンシーコール	10年	10年無料 ※初度登録日から10年後の月末まで					
		マツダアドバンスコイル							
		コンディションモニター							
		バッテリーケア ※1							
	パーグラアラーム通知								
	快適・楽しむ	目的地送信				3年	3年無料 ※初度登録日から 3年後の月末まで		コンフォートプラン (有料)
		カーファインダー							
		リモートモニター							
		リモートコントロール							
		うっかり通知							
EVサポート									
基本	Amazon Alexa (コネクティッドサービス通信回線利用)	10年	10年無料						
	ソフトウェアアップデート								
リコール通知									
カテゴリ	サービス名	無料期間	初度登録	満3年	満10年				
オプションサービス	快適		-	リモートエンジンスタート (有料)					
カテゴリ	サービス名	無料期間	カード装着	3年					
オプションサービス	ナビゲーション	マツダオンラインナビ	3年	3年無料	マツダオンラインナビ (有料)				
		地図更新(差分)	ナビゲーション用SDカードの更新期限内でご利用頂けます						

※1 バッテリーケア、EVサポートは、EVおよびPHEV専用の機能です。

※2 リモートエンジンスタートは、AT車専用の機能です。また、EVおよびPHEVには設定がありません。EVサポート内のリモートエアコン機能により同様の機能がご利用いただけます。

※3 “ナビゲーション”サービス:無料期間の始期及び終期は、装着するナビゲーション用SDカードの種類によって異なります。

改訂前	改訂後
<p>■ 対象車種</p> <p>車載通信機を搭載した車両(ただし、車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご参照ください。)</p> <p>【 URL : https://www.mazda.co.jp/globalassets/assets/carlife/connected/common/pdf/cs_servicelist.pdf】</p>	
<p>■ 各サービスの具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● “安全・安心”サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ マツダエマージェンシーコール: 重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。 ・ マツダアドバイスコール: 万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。 ・ コンディションモニター: MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。 ・ バッテリーケア: バッテリーに優しい使い方を MyMazda アプリへ通知します。 ・ バーグラアラーム通知: ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。 ※バーグラアラーム装着車に限ります。 ● “快適・楽しむ”サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地送信: 目的地を MyMazda アプリ経由で簡単に(1度に3カ所まで)ナビゲーションに送信できます。 ・ カーファインダー: MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 ・ リモートモニター: MyMazda アプリで、燃料残量(%), オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 ・ リモートコントロール: MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 ・ うっかり通知: ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 ・ EV サポート: 離れたところから、エアコンの ON/OFF 操作が可能なりモートエアコンや、充電残量を MyMazda アプリで確認できるリモートモニター等、EV/PHEV 専用の機能をご利用いただけます。 ・ Amazon Alexa(コネクティッドサービス通信回線利用): コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます。(一部ストリーミング機能を除く) ※Amazon, Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。 ● “基本”サービス 	<p>■ 各サービスの具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェアアップデート: マツダコネクトの一部のソフトウェアを車載通信機経由で更新します。最新のソフトウェアをダウンロードできます。 ・ リコール通知: リコール/改善対策/サービスキャンペーン(以下総称して「リコール等」といいます。)の対象車両と対象車両を登録している MyMazda アプリに対して、リコール等の処置が必要になったこと及びその不具合の現象や処置内容を通知します。 ・ マツダエマージェンシーコール: 重大事故や急病など、“もしも”の場合に車載通信機から緊急通報と位置情報を発信し、オペレーターがお客様に代わって救急・警察を手配します。 ・ マツダアドバイスコール: 万一、重大な故障が発生した際、落ち着いて対処できるようオペレーターがサポート。ロードサービスの手配や近隣のマツダ販売店と連携して、車両受け入れや修理手配の相談も可能です。 ・ コンディションモニター: MyMazda アプリで、エンジンオイル量・交換時期といったメンテナンス情報・推奨時期などクルマの健康状態を確認できます。 ・ バッテリーケア: バッテリーに優しい使い方を MyMazda アプリへ通知します。 ・ バーグラアラーム通知: ドア・エンジンフード・リアゲートまたはトランクのこじ開けなど、アラームの作動とその要因を MyMazda アプリへ通知。車の異常事態を知らせてくれます。 ※バーグラアラーム装着車に限ります。 ・ 目的地送信: 目的地を MyMazda アプリ経由で簡単に(1度に3カ所まで)ナビゲーションに送信できます。 ・ カーファインダー: MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 ・ リモートモニター: MyMazda アプリで、燃料残量(%), オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 ・ リモートコントロール: MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 ・ リモートエンジンスター: 「MyMazda」アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。 ・ うっかり通知: ドアやトランクの閉め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 ・ EV サポート: 離れたところから、エアコンの ON/OFF 操作が可能なりモートエアコンや、充電残量を MyMazda アプリで確認できるリモートモニター等、EV/PHEV 専用の機能をご利用いただけます。

改訂前	改訂後
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェアアップデート：マツダコネクットの一部のソフトウェアを車載通信機経由で更新します。最新のソフトウェアをダウンロードできます。 ・ リコール通知：リコール/改善対策/サービスキャンペーン(以下総称して「リコール等」といいます。)の対象車両と対象車両を登録している MyMazda アプリに対して、リコール等の処置が必要になったこと及びその不具合の現象や処置内容を通知します。 ● “ナビゲーション”サービス ・ マツダオンラインナビ：マツダオンラインナビ用 SD カードの情報に加え、サーバー上にある最新の施設情報や駐車場情報を表示できます。※地図更新(差分)の機能を含みます。 ・ 地図更新(差分)：道路情報の地図データを車載通信機経由で更新することができます。 ※更新対象データ、その他詳しいご利用条件等については、当社公式ウェブサイトまたは取扱説明書をご確認ください。 ● コンフォートプラン <p>"快適・楽しむ"サービスは 3 年間の無料期間終了後、4 年目から有料の「コンフォートプラン」として設定。専用ページ「マツダコネクティッドサービスプラス」から、サブスクリプション方式でご利用いただけます。</p> <p>目的地送信、カーファインダー、リモートモニター、リモートコントロール、うっかり通知、EV サポート※、Amazon Alexa (コネクティッドサービス通信回線利用)がセットでご利用いただけます。</p> <p>※EV サポートは、EV および PHEV 専用の機能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リモートエンジンスタート <p>「MyMazda」アプリを利用し、クルマから離れていても、エンジンの ON/OFF 操作が可能です。</p> <p>専用ページ「マツダコネクティッドサービスプラス」からお申し込みをいただき、サブスクリプション方式でご利用いただけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Amazon Alexa(コネクティッドサービス通信回線利用)：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます。(一部ストリーミング機能を除く) ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。 ・ マツダオンラインナビ：マツダオンラインナビ用 SD カードの情報に加え、サーバー上にある最新の施設情報や駐車場情報を表示できます。※地図更新(差分)の機能を含みます。 ・ 地図更新(差分)：道路情報の地図データを車載通信機経由で更新することができます。 ※更新対象データ、その他詳しいご利用条件等については、当社公式ウェブサイトまたは取扱説明書をご確認ください。 ・ Google 搭載(コネクティッドサービス通信回線利用)：コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Google アシスタント、Google マップ、Google Play をご利用いただけます。 ※Google、Google Play、Google マップ は Google LLC の商標です。
	<p>■有償サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償のサービスおよび無料期間終了後のサービスについては、専用ページ「マツダコネクティッドサービスプラス」からご契約いただくことで、サブスクリプション方式でご利用いただけます。 【URL：https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/contract_flow/】

マツダエマージェンシーコールについてのご説明書

改訂前	改訂後
<p>2. マツダエマージェンシーコールを行う日・時間帯</p> <p>コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両に乗車している間(一時的な降車も含む)において、365日、24時間、当該車両からの緊急通報を受理した際に、マツダエマージェンシーコールを提供します。</p>	<p>2. マツダエマージェンシーコールを行う日・時間帯</p> <p>コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両(以下「利用車両」といいます)に乗車している間(一時的な降車も含む)において、365日、24時間、当該車両からの緊急通報を受理した際に、マツダエマージェンシーコールを提供します。ただし、利用車両のうち、2026年春発売予定の MAZDA CX-5 については、初度登録日から1年後の月末の翌日以降、安全・安心・快適プランに加入する必要があります。</p>
<p>3. マツダエマージェンシーコール対象者</p> <p>コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両の乗員(ユーザーまたは車両利用者)をマツダエマージェンシーコールの対象とします。</p>	<p>3. マツダエマージェンシーコール対象者</p> <p>利用車両の乗員(ユーザーまたは車両利用者)をマツダエマージェンシーコールの対象とします。</p>
<p>4. マツダエマージェンシーコール対象者に危害が発生したとき等の措置</p> <p>コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両から発信された緊急通報を受理した場合に、ユーザーまたは車両利用者の要請に基づき迅速かつ正確に所轄の警察、消防等(以下「関係機関」といいます)に接続します。エアバックの展開や音声その他の情報等から緊急事態が発生していると判断される場合には、ユーザーまたは車両利用者の要請によらず関係機関または医療機関に接続する場合があります。</p> <p>なお、マツダエマージェンシーコールは、乗員の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止するものではありません。当社から緊急通報の接続を受けた後、どのような対応をするかは当該関係機関または医療機関の判断によるものであり、当社が救急車等の出動やマツダエマージェンシーコール対象者の生命身体 の安全等を保証するものではありません。</p>	<p>4. マツダエマージェンシーコール対象者に危害が発生したとき等の措置</p> <p>利用車両から発信された緊急通報を受理した場合に、ユーザーまたは車両利用者の要請に基づき迅速かつ正確に所轄の警察、消防等(以下「関係機関」といいます)に接続します。エアバックの展開や音声その他の情報等から緊急事態が発生していると判断される場合には、ユーザーまたは車両利用者の要請によらず関係機関または医療機関に接続する場合があります。</p> <p>なお、マツダエマージェンシーコールは、乗員の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止するものではありません。当社から緊急通報の接続を受けた後、どのような対応をするかは当該関係機関または医療機関の判断によるものであり、当社が救急車等の出動やマツダエマージェンシーコール対象者の生命身体 の安全等を保証するものではありません。</p>
<p>10. 対価、支払の時期および方法</p> <p>マツダエマージェンシーコールの対価は、コネクティッドサービス利用規約別紙記載のコネクティッドサービスの利用料に含まれます。ただし、マツダエマージェンシーコールを利用する際に通信料および通話料が発生する場合、当該料金は当該マツダエマージェンシーコール利用者の負担とします。</p>	<p>10. 対価、支払の時期および方法</p> <p>マツダエマージェンシーコールの対価は、コネクティッドサービス利用規約別紙記載のコネクティッドサービスまたは安全・安心・快適プランの利用料に含まれます。ただし、マツダエマージェンシーコールを利用する際に通信料および通話料が発生する場合、当該料金は当該マツダエマージェンシーコール利用者の負担とします。</p>
<p>11. マツダエマージェンシーコールを行う期間</p> <p>コネクティッドサービスの利用開始操作およびマツダエマージェンシーコールのサービス開始操作を完了してマツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になった時から、解約、解除または契約期間満了によりコネクティッドサービス利用契約が終了する時までとします。</p> <p>なお、ユーザーは、コネクティッドサービスの利用開始後、速やかに所定のマツダエマージェンシーコール開始操作を行い、マツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になったことを確認することとします。</p>	<p>11. マツダエマージェンシーコールを行う期間</p> <p>コネクティッドサービスの利用開始操作およびマツダエマージェンシーコールのサービス開始操作を完了してマツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になった時から、解約、解除または契約期間満了によりコネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が終了する時までとします。</p> <p>なお、ユーザーは、コネクティッドサービスの利用開始後、速やかに所定のマツダエマージェンシーコール開始操作を行い、マツダエマージェンシーコールの利用が可能な状態になったことを確認することとします。</p>
<p>13. 損害賠償</p> <p>マツダエマージェンシーコールの内容またはその利用によりユーザー、車両利用者または第三者が被った損害・損失等に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>13. 損害賠償</p> <ol style="list-style-type: none"> マツダエマージェンシーコールの内容またはその利用によりユーザー、車両利用者または第三者が被った損害・損失等に対し、当社は一切の責任を負いません。 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がユーザーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、当社はユーザーに現実生じた通常かつ直接の範囲内の損害についてのみ責任を負うものとします。安全・安心・快適プランをご

改訂前	改訂後
	<p>利用の場合においては、その賠償額は、安全・安心・快適プランの利用料の既払い額または 1 年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>
<p>14. 契約の変更</p> <p>コネクティッドサービス利用規約に基づくマツダエマージェンシーコールの内容変更またはコネクティッドサービス利用規約の変更にしたがって、マツダエマージェンシーコールに関する契約内容が変更される可能性があります。この場合、当社は、ユーザーに対し、コネクティッドサービス利用規約または本ご説明書を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知します。なお、周知は、効力発生日の 7 日前までに、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行います。</p>	<p>14. 契約の変更</p> <p>1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本ご説明書を変更することにより、変更後の本ご説明書の条項についてユーザーの同意があったものとみなし、個別にユーザーの同意を得ることなく、マツダエマージェンシーコールの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でユーザーの同意を得るものとします。</p> <p>(1) 本ご説明書の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) 本ご説明書の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2. 当社は、前項により本ご説明書の内容を変更する場合、ユーザーに対し、本ご説明書を変更する旨および変更後の本ご説明書の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。</p> <p>3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。</p>
<p>15. 契約の更新</p> <p>コネクティッドサービス利用契約に無料期間が適用される場合、当該無料期間終了によってコネクティッドサービス利用契約は終了となります。無料期間経過後もマツダエマージェンシーコールを利用するためには、コネクティッドサービス継続利用の申込み手続き(更新手続き)が必要です。</p>	<p>15. 契約の更新</p> <p>コネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約に無料期間が適用される場合、当該無料期間終了によってコネクティッドサービス利用契約または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約は終了となります。無料期間経過後もマツダエマージェンシーコールを利用するためには、コネクティッドサービスまたは安全・安心・快適プラン継続利用の申込み手続き(更新手続き)が必要です。</p>
<p>16. 契約の解除</p> <p>マツダエマージェンシーコールの提供は、コネクティッドサービス利用契約が有効に存続していることが前提となります。コネクティッドサービス利用契約の解約についてはコネクティッドサービス利用規約第 27 条に、解除については同第 26 条に記載のとおりです。</p>	<p>16. 契約の解除</p> <p>マツダエマージェンシーコールの提供は、コネクティッドサービス利用契約および/または安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が有効に存続していることが前提となります。コネクティッドサービス利用契約の解約についてはコネクティッドサービス利用規約第 27 条に、解除については同第 26 条に記載のとおりです。</p>
<p>19. 契約締結年月日</p> <p>コネクティッドサービス利用契約が成立した日です。</p>	<p>19. 契約締結年月日</p> <p>コネクティッドサービス利用契約が成立した日です。ただし、安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が必要な利用車両については、安全・安心・快適プランの利用にかかる契約が成立した日です。</p>
<p>20. ご利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車載機または TCU からの通報が関係機関または医療機関に接続されるまでに一定の時間を要します。また、マツダエマージェンシーコールによる関係機関または医療機関への通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、関係機関または医療機関において優先的に取り扱われるものではありません。 ・ マツダエマージェンシーコールを利用して当社に交通事故・火災等の緊急事態発生的事实を伝えること 	<p>20. ご利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車載機または TCU からの通報が関係機関または医療機関に接続されるまでに一定の時間を要します。また、通信網の輻輳、障害および不通等により、利用車両からの緊急通報の当社による受信もしくは当社から関係機関または医療機関への接続が行われない場合があります。 ・ マツダエマージェンシーコールによる関係機関または医療機関への通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、関係機関または医療機関において優先的に取り扱われ

改訂前	改訂後
<p>は、道路交通法および消防法等の関連適用法規により義務づけられている措置・通報の代替措置とならず、ユーザーまたは車両利用者の法的義務が免除されるものではありません。別途、必要な措置・通報を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> マツダエマージェンシーコールの利用によって関係機関または医療機関に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から当社へ再接続の要請等がある場合、ユーザーまたは車両利用者へ通話を接続する場合があります。 マツダエマージェンシーコールは、利用電話サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアで、日本語で提供されます。 ユーザーおよび車両利用者は、自らの責任においてマツダエマージェンシーコールを利用し、関係機関または医療機関への接続およびその内容に関して、当社、関係機関または医療機関その他に損害・損失等を与えることのないものとします。 利用車両のマツダエマージェンシーコールの動作確認や契約状態の確認をするため、車載機または TCU の通信を利用して、定期的に自動保守点検が実施されます。自動保守点検中は、コネクティッドサービスはご利用いただけません。 当社は、マツダエマージェンシーコールの提供、管理運営、改善または向上、もしくはマツダエマージェンシーコールにかかる従業員等の教育の目的で、会話内容の全部または一部（録音および記録書面を含みます）、車載器または TCU から発信された位置情報を含む緊急通報データおよび音声を含む個人情報、ユーザーの氏名ならびに利用車両の車両登録番号、車名、車両製造者名、車両型式および車体色その他マツダエマージェンシーコールの提供に必要な情報を取得すること、ならびにこれらを記録、録音および使用すること（編集の上使用する場合を含みます）があり、マツダエマージェンシーコールの提供の目的で、これらに関係機関または医療機関に提供することがあります。 関係機関および医療機関は、マツダエマージェンシーコールの提供の目的で、会話内容の全部または一部（録音及び記録書面を含みます）、車載器または TCU から発信された位置情報を含む緊急通報データおよび音声を含む個人情報、ユーザーの氏名ならびに利用車両の車両登録番号、車名、車両製造者名、車両型式および車体色その他マツダエマージェンシーコールの提供に必要な情報を使用すること（編集の上使用する場合を含みます）があります。 ユーザーは、車両利用者に対して、マツダエマージェンシーコールを利用する場合には、マツダエマージェンシーコールの内容が本ご説明書によることを説明し、その承諾を得るものとします。 本ご説明書に記載のない事項は、コネクティッドサービス利用規約が適用されます。 	<p>るものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> マツダエマージェンシーコールを利用して当社に交通事故・火災等の緊急事態発生の実態を伝えることは、道路交通法および消防法等の関連適用法規により義務づけられている措置・通報の代替措置とならず、ユーザーまたは車両利用者の法的義務が免除されるものではありません。別途、必要な措置・通報を行う必要があります。 マツダエマージェンシーコールの利用によって関係機関または医療機関に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から当社へ再接続の要請等がある場合、ユーザーまたは車両利用者へ通話を接続する場合があります。 マツダエマージェンシーコールは、利用電話サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアで、日本語で提供されます。 ユーザーおよび車両利用者は、自らの責任においてマツダエマージェンシーコールを利用し、関係機関または医療機関への接続およびその内容に関して、当社、関係機関または医療機関その他に損害・損失等を与えることのないものとします。 利用車両のマツダエマージェンシーコールの動作確認や契約状態の確認をするため、車載機または TCU の通信を利用して、定期的に自動保守点検が実施されます。自動保守点検中は、コネクティッドサービスはご利用いただけません。 当社は、マツダエマージェンシーコールの提供、管理運営、改善または向上、もしくはマツダエマージェンシーコールにかかる従業員等の教育の目的で、会話内容の全部または一部（録音および記録書面を含みます）、車載器または TCU から発信された位置情報を含む緊急通報データおよび音声を含む個人情報、ユーザーの氏名ならびに利用車両の車両登録番号、車名、車両製造者名、車両型式および車体色その他マツダエマージェンシーコールの提供に必要な情報を取得すること、ならびにこれらを記録、録音および使用すること（編集の上使用する場合を含みます）があり、マツダエマージェンシーコールの提供の目的で、これらに関係機関または医療機関に提供することがあります。 関係機関および医療機関は、マツダエマージェンシーコールの提供の目的で、会話内容の全部または一部（録音及び記録書面を含みます）、車載器または TCU から発信された位置情報を含む緊急通報データおよび音声を含む個人情報、ユーザーの氏名ならびに利用車両の車両登録番号、車名、車両製造者名、車両型式および車体色その他マツダエマージェンシーコールの提供に必要な情報を使用すること（編集の上使用する場合を含みます）があります。 ユーザーは、車両利用者に対して、マツダエマージェンシーコールを利用する場合には、マツダエマージェンシーコールの内容が本ご説明書によることを説明し、その承諾を得るものとします。 本ご説明書に記載のない事項は、コネクティッドサービス利用規約が適用されます。
<p>（付則） 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂</p>	<p>（付則） 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂</p>

改訂前	改訂後
	2026年3月5日改訂

TCU 通信サービスに関する重要事項説明書

改訂前		改訂後	
青少年有害情報フィルタリング	TCU でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。	青少年有害情報フィルタリング	TCU でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、第三者サービスを利用する場合には、この限りではありません。
(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂		(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂	

TCU 通信サービスに関するご説明書

改訂前		改訂後	
青少年有害情報フィルタリング	TCU でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。	青少年有害情報フィルタリング	TCU でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、第三者サービスを利用する場合には、この限りではありません。
(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂		(付則) 2022年4月15日制定 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂	

コンフォートプラン利用規約

改訂前	改訂後
<p>第 3 条(本規約の改訂及び周知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、コンフォートプラン契約者と合意することなく、本規約を改訂(本規約を補充する諸規程の追加、変更を含みます)することができるものとします。この場合、コンフォートプラン契約者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)に掲載することにより行うものとします。 	<p>第 3 条(本規約の変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてコンフォートプラン契約者の同意があったものとみなし、個別にコンフォートプラン契約者の同意を得ることなく、コンフォートプラン利用規約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上コンフォートプラン契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でコンフォートプラン契約者の同意を得るものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本規約の変更が、コンフォートプラン契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、コンフォートプラン契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)に掲載することにより行うものとします。
<p>第 8 条 (免責)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンフォートプラン契約者は、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用するにあたって必要となる情報通信端末及び MyMazda アプリの準備及び設定を行った上で、コンフォートプラン利用契約期間中において本サービスを利用することのできる環境を維持するものとし、当社はコンフォートプラン契約者の利用する情報通信端末及び MyMazda アプリの準備、設定その他の利用環境について、コンフォートプラン契約者に対し、一切の責任を負いません。 2. 当社は、本サービスの変更・終了(コネクティッドサービス利用規約第 13 条及び第 14 条)または本サービスの提供の一時的な中断(コネクティッドサービス利用規約第 15 条)に基づき、本サービスを変更もしくは終了する場合または本サービスの提供を一時的に中断する場合、コンフォートプラン契約者に対し、一切の責任を負いません。 3. 当社は、本サービスの内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、本サービスの利用に関し、本サービス契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。万が一、当社がコンフォートプラン契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、コンフォートプラン利用料の既払い額または 1 年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)。 4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプラン契約者が本サービスの全部または一部を利用できないことによりコンフォートプラン契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) コンフォートプラン契約者の届出内容に誤りのある場合またはコンフォートプラン契約者が変更の届出(コネクティッドサービス利用規約第 11 条)を怠っている場合 	<p>第 8 条 (免責)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンフォートプラン契約者は、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用するにあたって必要となる情報通信端末及び MyMazda アプリの準備及び設定を行った上で、コンフォートプラン利用契約期間中において本サービスを利用することのできる環境を維持するものとし、当社はコンフォートプラン契約者の利用する情報通信端末及び MyMazda アプリの準備、設定その他の利用環境について、コンフォートプラン契約者に対し、一切の責任を負いません。 2. 当社は、本サービスの変更・終了(コネクティッドサービス利用規約第 13 条及び第 14 条)または本サービスの提供の一時的な中断(コネクティッドサービス利用規約第 15 条)に基づき、本サービスを変更もしくは終了する場合または本サービスの提供を一時的に中断する場合、コンフォートプラン契約者に対し、一切の責任を負いません。 3. 当社は、本サービスの内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、本サービスの利用に関し、本サービス契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません 4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプラン契約者が本サービスの全部または一部を利用できないことによりコンフォートプラン契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) コンフォートプラン契約者の届出内容に誤りのある場合またはコンフォートプラン契約者が変更の届出(コネクティッドサービス利用規約第 11 条)を怠っている場合 (2) エンジン、エアコン、車載機、通信機その他本サービス利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合

改訂前	改訂後										
<ul style="list-style-type: none"> (2) エンジン、エアコン、車載機、通信機その他本サービス利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合 (3) エンジン、エアコン、車載機、通信機その他本サービス利用にあたって必要となる機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合 (5) 利用車両に取付けたマツダ純正品以外の用品によって、本サービスの一部機能が正しく作動しない場合 (6) 情報通信端末あるいは MyMazda アプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合 (7) MyMazda アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合 (8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合 (9) 通信環境(通信回線、システム、サーバを含みこれらに限りません)の障害による場合 	<ul style="list-style-type: none"> (3) エンジン、エアコン、車載機、通信機その他本サービス利用にあたって必要となる機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合 (5) 利用車両に取付けたマツダ純正品以外の用品によって、本サービスの一部機能が正しく作動しない場合 (6) 情報通信端末あるいは MyMazda アプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合 (7) MyMazda アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合 (8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合 (9) 通信環境(通信回線、システム、サーバを含みこれらに限りません)の障害による場合 <p>5. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がコンフォートプラン契約者の被った損害について損害賠償責任を負う場合、当社はコンフォートプラン契約者に現実生じた通常かつ直接の範囲内の損害についてのみ責任を負い、その賠償額は、コンフォートプラン利用料の既払い額または1年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>										
<p>(付則)</p> <p>2022年8月4日制定 2023年10月5日改訂 2025年3月14日改訂</p>	<p>(付則)</p> <p>2022年8月4日制定 2023年10月5日改訂 2025年3月14日改訂 2026年3月5日改訂</p>										
<p>【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】</p> <p>(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)</p> <table border="1" data-bbox="109 1150 1099 1278"> <thead> <tr> <th>サービスプラン名称</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンフォートプラン (注1)</td> <td>月払い 220円/月 (注2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420円/年 (注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。</p>	サービスプラン名称	料金	コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)	年払い 2,420円/年 (注3)	<p>【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】</p> <p>(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)</p> <table border="1" data-bbox="1126 1150 2116 1278"> <thead> <tr> <th>サービスプラン名称</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンフォートプラン (注1)</td> <td>月払い 220円/月 (注2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420円/年 (注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。</p>	サービスプラン名称	料金	コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)	年払い 2,420円/年 (注3)
サービスプラン名称	料金										
コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)										
	年払い 2,420円/年 (注3)										
サービスプラン名称	料金										
コンフォートプラン (注1)	月払い 220円/月 (注2)										
	年払い 2,420円/年 (注3)										

改訂前	改訂後
<p>※コンフォートプラン利用料は 2025 年 3 月 14 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。</p> <p>(注 1)情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。</p> <p>(注 2)月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。<u>なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</u></p> <p>(注 3)年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。<u>なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u></p>	<p>※コンフォートプラン利用料は 2026 年 3 月 5 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。</p> <p>(注 1)情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。</p> <p>(注 2)月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。<u>なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</u></p> <p>(注 3)年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。<u>なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u></p>

リモートエンジンスタート利用規約

改訂前	改訂後
<p>第3条（本規約の改訂及び周知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、RES 契約者と合意することなく、本規約を改訂（本規約を補充する諸規程の追加、変更を含みます）することができるものとします。この場合、RES 契約者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) に掲載することにより行うものとします。 	<p>第3条（本規約の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項について RES 契約者の同意があったものとみなし、個別に RES 契約者の同意を得ることなく、RES 利用契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上 RES 契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で RES 契約者の同意を得るものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本規約の変更が、RES 契約者の一般の利益に適合するとき。 (2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、RES 契約者に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。 3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/) に掲載することにより行うものとします。
<p>第8条（免責）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. RES 契約者は、自己の責任と費用負担において、RES を利用するにあたって必要となる情報通信端末及び MyMazda アプリの準備及び設定を行った上で、RES 利用契約期間中において RES を利用することのできる環境を維持するものとし、当社は RES 契約者の利用する情報通信端末及び MyMazda アプリの準備、設定その他の利用環境について、RES 契約者に対し、一切の責任を負いません。 2. 当社は、RES の変更・終了（コネクティッドサービス利用規約第 13 条及び第 14 条）または RES の提供の一時的な中断（コネクティッドサービス利用規約第 15 条）に基づき、RES を変更もしくは終了する場合または RES の提供を一時的に中断する場合、RES 契約者に対し、一切の責任を負いません。 3. 当社は、RES の内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、RES の利用に関し、RES 契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。万が一、当社が RES 契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、RES 利用料の既払い額または 1 年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。 4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者が RES の全部または一部を利用できないことにより RES 契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) RES 契約者の届出内容に誤りのある場合または RES 契約者が変更の届出（コネクティッドサービス利用規約第 11 条）を怠っている場合 (2) エンジン、エアコン、車載機、車載通信機その他 RES 利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合 (3) エンジン、エアコン、車載機、車載通信機その他 RES 利用にあたって必要となる機器を正しく設置し 	<p>第8条（免責）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. RES 契約者は、自己の責任と費用負担において、RES を利用するにあたって必要となる情報通信端末及び MyMazda アプリの準備及び設定を行った上で、RES 利用契約期間中において RES を利用することのできる環境を維持するものとし、当社は RES 契約者の利用する情報通信端末及び MyMazda アプリの準備、設定その他の利用環境について、RES 契約者に対し、一切の責任を負いません。 2. 当社は、RES の変更・終了（コネクティッドサービス利用規約第 13 条及び第 14 条）または RES の提供の一時的な中断（コネクティッドサービス利用規約第 15 条）に基づき、RES を変更もしくは終了する場合または RES の提供を一時的に中断する場合、RES 契約者に対し、一切の責任を負いません。 3. 当社は、RES の内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、RES の利用に関し、RES 契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。 4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者が RES の全部または一部を利用できないことにより RES 契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) RES 契約者の届出内容に誤りのある場合または RES 契約者が変更の届出（コネクティッドサービス利用規約第 11 条）を怠っている場合 (2) エンジン、エアコン、車載機、車載通信機その他 RES 利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合 (3) エンジン、エアコン、車載機、車載通信機その他 RES 利用にあたって必要となる機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (4) RES 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、車載通信機の電池切れ・電源が入って

改訂前	改訂後										
<p>ない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合</p> <p>(4) RES 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、車載通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5) RES 利用車両に取付けたマツダ純正品以外の用品によって、RES の一部機能が正しく作動しない場合</p> <p>(6) 情報通信端末あるいは MyMazda アプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合</p> <p>(7) MyMazda アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合</p> <p>(8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合</p> <p>(9) 通信環境(通信回線、システム、サーバを含みこれらに限りません)の障害による場合</p>	<p>いない等電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5) RES 利用車両に取付けたマツダ純正品以外の用品によって、RES の一部機能が正しく作動しない場合</p> <p>(6) 情報通信端末あるいは MyMazda アプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合</p> <p>(7) MyMazda アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合</p> <p>(8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合</p> <p>(9) 通信環境(通信回線、システム、サーバを含みこれらに限りません)の障害による場合</p> <p>5. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社が RES 契約者の被った損害について損害賠償責任を負う場合、当社は RES 契約者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害についてのみ責任を負い、その賠償額は、RES 利用料の既払い額または 1 年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>										
<p>(付則)</p> <p>2022 年 9 月 1 日制定</p> <p>2023 年 10 月 5 日改訂</p> <p>2025 年 3 月 14 日改訂</p>	<p>(付則)</p> <p>2022 年 9 月 1 日制定</p> <p>2023 年 10 月 5 日改訂</p> <p>2025 年 3 月 14 日改訂</p> <p>2026 年 3 月 5 日改訂</p>										
<p>【別紙：RES 利用料及び支払方法】</p> <p>(1) RES 利用料(消費税込み)</p> <table border="1" data-bbox="109 1034 1099 1163"> <thead> <tr> <th>サービスプラン名称</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リモートエンジンスタート (注 1)</td> <td>月払い 220 円/月 (注 2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420 円/年 (注 3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。</p> <p>※RES 利用料は 2025 年 3 月 14 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。</p> <p>(注 1) 情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。</p> <p>(注 2) 月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。<u>なお、月払いを選</u></p>	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	年払い 2,420 円/年 (注 3)	<p>【別紙：RES 利用料及び支払方法】</p> <p>(1) RES 利用料(消費税込み)</p> <table border="1" data-bbox="1126 1034 2116 1163"> <thead> <tr> <th>サービスプラン名称</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リモートエンジンスタート (注 1)</td> <td>月払い 220 円/月 (注 2)</td> </tr> <tr> <td>年払い 2,420 円/年 (注 3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。</p> <p>※RES 利用料は 2026 年 3 月 5 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。</p> <p>(注 1) 情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。</p> <p>(注 2) 月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。<u>なお、月払いを選</u></p>	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)	年払い 2,420 円/年 (注 3)
サービスプラン名称	料金										
リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)										
	年払い 2,420 円/年 (注 3)										
サービスプラン名称	料金										
リモートエンジンスタート (注 1)	月払い 220 円/月 (注 2)										
	年払い 2,420 円/年 (注 3)										

改訂前	改訂後
<p>択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</p> <p>(注 3) 年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。</p> <p>なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</p>	<p>択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</p> <p>(注 3) 年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。</p> <p>なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</p>

コネクティッドサービスセカンダリードライバー利用規約

改訂前	改訂後
<p>第2条(定義)</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネク」をいいます。</p> <p>(2) 「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。</p> <p>(3) 「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話または当社所定の情報通信端末で、セカンダリードライバーが所有または管理するものをいいます。</p> <p>(4) 「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。</p> <p>(5) 「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。</p> <p>(6) 「本サービス」とは、コネクティッドサービスのうち、セカンダリードライバーがユーザーより許諾を受けることにより利用可能な所定のサービス・コンテンツの総体をいいます。</p> <p>(7) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。</p> <p>(8) 「サービス利用情報」とは、本サービスの利用情報(端末の位置情報・サービスの操作履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。</p> <p>(9) 「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(利用車両の位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限られません。)をいいます。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネク」をいいます。</p> <p>(2) 「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。</p> <p>(3) 「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話または当社所定の情報通信端末で、セカンダリードライバーが所有または管理するものをいいます。</p> <p>(4) 「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。</p> <p>(5) 「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。</p> <p>(6) 「本サービス」とは、コネクティッドサービスのうち、セカンダリードライバーがユーザーより許諾を受けることにより利用可能な所定のサービス・コンテンツの総体をいいます。</p> <p>(7) 「第三者サービス事業者」とは、車載機または車載通信機を利用して、コネクティッドサービス以外のサービスをセカンダリードライバーに提供する事業者(本号及び次号でいう「サービス」とは、コネクティッドサービスを含む当社が提供するサービスとは別のサービスを指します。)をいいます。</p> <p>(8) 「第三者サービス」とは、第三者サービス事業者がセカンダリードライバーに提供するコネクティッドサービス以外のサービスをいいます。</p> <p>(9) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。</p> <p>(10) 「サービス利用情報」とは、本サービスの利用情報(端末の位置情報・サービスの操作履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。</p> <p>(11) 「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(利用車両の位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限られません。)をいいます。</p>
	<p>第3条(本規約の変更)</p> <p>1. 当社は、民法第548条の4の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてセカンダリードライバーの同意があったものとみなし、個別にセカンダリードライバーの同意を得ることなく、本サービスの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上セカンダリードライバーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でセカンダリードライバーの同意を得るものとします。</p> <p>(1) 本規約の変更が、セカンダリードライバーの一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p>

改訂前	改訂後
	<p>2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、セカンダリドライバーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。</p> <p>3. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/terms/) に掲載することにより行うものとします。</p>
<p>第 3 条(本サービスを利用できる者の範囲)</p> <p>1. 本サービスは、ユーザーより本サービスの全部または一部の利用許諾を受けたセカンダリドライバーのみ利用することができます。</p> <p>2. セカンダリドライバーは、第三者に対して、本サービスの全部または一部の利用を再許諾することはできないものとします。</p> <p>3. セカンダリドライバー以外の第三者が、セカンダリドライバーに無断で本サービスの全部または一部を利用したとしても、当社は、当該利用に関し、一切責任を負いません。</p>	<p>第 4 条(本サービスを利用できる者の範囲)</p> <p>1. 本サービスは、ユーザーより本サービスの全部または一部の利用許諾を受けたセカンダリドライバーのみ利用することができます。</p> <p>2. セカンダリドライバーは、第三者に対して、本サービスの全部または一部の利用を再許諾することはできないものとします。</p> <p>3. セカンダリドライバー以外の第三者が、セカンダリドライバーに無断で本サービスの全部または一部を利用したとしても、当社は、当該利用に関し、一切責任を負いません。</p>
<p>第 4 条(本サービスの利用可能範囲)</p> <p>セカンダリドライバーは、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツについてのみ利用することができます。</p>	<p>第 5 条(本サービスの利用可能範囲)</p> <p>セカンダリドライバーは、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツについてのみ利用することができます。</p>
<p>第 5 条(端末の用意)</p> <p>セカンダリドライバーは、コネクティッドサービスを利用しようとする場合には、その利用に必要な端末および通信回線を、自己の責任と負担において用意するものとします。</p>	<p>第 6 条(端末の用意)</p> <p>セカンダリドライバーは、コネクティッドサービスを利用しようとする場合には、その利用に必要な端末および通信回線を、自己の責任と負担において用意するものとします。</p>
<p>第 6 条(本サービスの利用方法)</p> <p>セカンダリドライバーは、ユーザーが所有または管理する利用車両に搭載された車載機及び車載通信機(以下「車載機等」といいます。)並びに端末を通じて、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツを利用できます。</p>	<p>第 7 条(本サービスの利用方法)</p> <p>セカンダリドライバーは、ユーザーが所有または管理する利用車両に搭載された車載機及び車載通信機(以下「車載機等」といいます。)並びに端末を通じて、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツを利用できます。</p>
<p>第 7 条(変更の届出)</p> <p>1. セカンダリドライバーは、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容に変更があった場合には、当社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。</p> <p>2. セカンダリドライバーが前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 8 条(変更の届出)</p> <p>1. セカンダリドライバーは、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容に変更があった場合には、当社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。</p> <p>2. セカンダリドライバーが前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、当社は一切責任を負いません。</p>
<p>第 8 条(本サービスの終了)</p> <p>当社とユーザーとの間のコネクティッドサービスの利用に関する契約が終了した場合には、当然に本サービスの提供も終了するものとします。</p>	<p>第 9 条(本サービスの終了)</p> <p>当社とユーザーとの間のコネクティッドサービスの利用に関する契約が終了した場合には、当然に本サービスの提供も終了するものとします。</p>
<p>第 9 条(本サービスのサービス提供の一時的な中断)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、セカンダリドライバーへ事前に通知することなく、本サービスのサービス提供を一時的に中断することがあります。</p> <p>(1) コネクティッドサービスのシステム保守を緊急に行う場合</p> <p>(2) 火災、停電などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合</p>	<p>第 10 条(本サービスのサービス提供の一時的な中断)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、セカンダリドライバーへ事前に通知することなく、本サービスのサービス提供を一時的に中断することがあります。</p> <p>(1) コネクティッドサービスのシステム保守を緊急に行う場合</p> <p>(2) 火災、停電などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合</p>

改訂前	改訂後
<p>(3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災、公衆衛生上の問題により、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合</p> <p>(4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合</p> <p>(5) 通信サービスが停止された場合</p> <p>(6) 車載機等の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合</p> <p>(7) その他、運用上または技術上、当社が本サービスのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合</p>	<p>(3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災、公衆衛生上の問題により、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合</p> <p>(4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合</p> <p>(5) 通信サービスが停止された場合</p> <p>(6) 車載機等の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合</p> <p>(7) その他、運用上または技術上、当社が本サービスのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合</p>
<p>第 10 条 (損害賠償)</p> <p>セカンダリードライバーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該セカンダリードライバーに対して損害賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 11 条 (損害賠償)</p> <p>1. セカンダリードライバーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該セカンダリードライバーに対して損害賠償を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がセカンダリードライバーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、セカンダリードライバーに現実生じた通常かつ直接の範囲内の損害を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。</p>
<p>第 11 条 (免責)</p> <p>1. 当社は、本サービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、本サービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、本サービスの遅延または中断などによりセカンダリードライバーが被った損害について一切責任を負いません。</p> <p>3. セカンダリードライバーが本サービスの利用によってユーザーまたは第三者に対して損害を与えた場合、セカンダリードライバーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。</p> <p>4. 次の各号の場合には本サービスの全部または一部が利用できず、それによりセカンダリードライバーが被った損害について、それが当社の故意または重過失により生じた場合を除き、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(1) セカンダリードライバーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはセカンダリードライバーが第 7 条の変更届出を怠っている場合</p> <p>(2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくは本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合</p> <p>(3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合</p> <p>(4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下等、車載機等に電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5) 車載機等の電源が入っていない場合</p>	<p>第 12 条 (免責)</p> <p>1. 当社は、本サービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、本サービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、本サービスの遅延または中断などによりセカンダリードライバーが被った損害について一切責任を負いません。</p> <p>3. セカンダリードライバーが本サービスの利用によってユーザーまたは第三者に対して損害を与えた場合、セカンダリードライバーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。</p> <p>4. 次の各号の場合には本サービスの全部または一部が利用できず、それによりセカンダリードライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(1) セカンダリードライバーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはセカンダリードライバーが第 8 条の変更届出を怠っている場合</p> <p>(2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくは本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合</p> <p>(3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合</p> <p>(4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下等、車載機等に電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5) 車載機等の電源が入っていない場合</p> <p>5. 第三者サービス事業者が、セカンダリードライバーに対して第三者サービスを提供する場合、第三者サービス内容及び利用条件等は、第三者サービス事業者が別に定めるところによるものとし、セカンダリードライバーは、次の各号に定める事項に同意します。</p> <p>(1) セカンダリードライバーが第三者サービスを利用する場合、当該第三者サービスに関する契約は、セ</p>

改訂前	改訂後
	<p>カンダリードライバーと当該第三者サービス事業者との間で直接成立するものであり、当社は、当該第三者サービスに関する契約の当事者とはならず、第三者サービスについて一切責任を負いません。</p> <p>(2) 当社は、第三者サービスについて、動作保証及び品質保証その他一切の責任を負うものではなく、第三者サービスまたはその利用によりセカンダリードライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(3) 第三者サービス事業者の判断により、セカンダリードライバーへの通知なく、第三者サービスが制限され、または利用できなくなることあり、当該制限または利用不能によりセカンダリードライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(4) セカンダリードライバーは、第三者サービス事業者との間で紛争が生じた場合、発生した一切の紛争を自己の責任と負担において、セカンダリードライバーと当該第三者サービス事業者の間で解決するものとします。</p>
<p>第 12 条(本サービスの適法な私的利用以外の利用禁止など)</p> <ol style="list-style-type: none"> セカンダリードライバーは、本サービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他の知的財産権の権利者(以下「著作権者等」といいます。)の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報(以下「知財情報」といいます。)も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によってもセカンダリードライバー個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。 セカンダリードライバーは、著作権者等の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手したいいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできないものとします。 セカンダリードライバーは、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的として本サービスを利用することができないものとします。 セカンダリードライバーは、法令または公序良俗に反して本サービスの全部または一部を利用することはできないものとします。 	<p>第 13 条(本サービスの適法な私的利用以外の利用禁止など)</p> <ol style="list-style-type: none"> セカンダリードライバーは、本サービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他の知的財産権の権利者(以下「著作権者等」といいます。)の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報(以下「知財情報」といいます。)も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によってもセカンダリードライバー個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。 セカンダリードライバーは、著作権者等の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手したいいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできないものとします。 セカンダリードライバーは、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的として本サービスを利用することができないものとします。 セカンダリードライバーは、法令または公序良俗に反して本サービスの全部または一部を利用することはできないものとします。
<p>第 13 条 (統計データの利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、セカンダリードライバーが本サービスの全部または一部を利用することにより当社が取得したサービス利用情報、車両状態情報(位置情報を含みます。)等の情報について、個人を特定できない形式で統計としての処理を行ったものを、本サービス及び当社が提供または販売する他の商品・サービスにおいて利用し、または第三者に提供または販売することができるものとします。 セカンダリードライバーは、前項に基づき当社が統計データを利用することについて承諾するものとします。 	<p>第 14 条 (統計データの利用)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、セカンダリードライバーが本サービスの全部または一部を利用することにより当社が取得したサービス利用情報、車両状態情報(位置情報を含みます。)等の情報について、個人を特定できない形式で統計としての処理を行ったものを、本サービス及び当社が提供または販売する他の商品・サービスにおいて利用し、または第三者に提供または販売することができるものとします。 セカンダリードライバーは、前項に基づき当社が統計データを利用することについて承諾するものとします。
<p>第 14 条(個人情報等の取扱い)</p> <p>当社は、当社が取得したセカンダリードライバーの個人情報、サービス利用情報及び利用車両の車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本規約及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。</p>	<p>第 15 条(個人情報等の取扱い)</p> <p>当社は、当社が取得したセカンダリードライバーの個人情報、サービス利用情報及び利用車両の車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本規約及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。</p>

改訂前	改訂後
<p>第 15 条(個人情報等の利用目的)</p> <p>当社は、セカンダリードライバーが本サービスの全部または一部を利用することにより当社が取得したセカンダリードライバーの個人情報等を、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) セカンダリードライバーへのお知らせ等の発送・発信 (2) 本サービスの提供 (3) セカンダリードライバーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など) (4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 (5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 (6) セカンダリードライバーからの各種お問い合わせへの対応 (7) オペレーターサービスで受け付けたマツダ販売店に対するお問い合わせ等のマツダ販売店への報告 (8) その他個人情報等の取得時に明示した目的 	<p>第 16 条(個人情報等の利用目的)</p> <p>当社は、セカンダリードライバーが本サービスの全部または一部を利用することにより当社が取得したセカンダリードライバーの個人情報等を、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) セカンダリードライバーへのお知らせ等の発送・発信 (2) 本サービスの提供 (3) セカンダリードライバーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など) (4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応 (5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施 (6) セカンダリードライバーからの各種お問い合わせへの対応 (7) オペレーターサービスで受け付けたマツダ販売店に対するお問い合わせ等のマツダ販売店への報告 (8) その他個人情報等の取得時に明示した目的
<p>第 16 条(匿名加工情報の提供)</p> <p>当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、セカンダリードライバーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。</p>	<p>第 17 条(匿名加工情報の提供)</p> <p>当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、セカンダリードライバーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。</p>
<p>第 17 条(位置情報等の共有)</p> <p>セカンダリードライバーは、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツを利用する間、利用車両のイグニッションをオフにした際の位置情報がユーザー及び他のセカンダリードライバーに共有されることを承諾するものとします。</p>	<p>第 18 条(位置情報等の共有)</p> <p>セカンダリードライバーは、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツを利用する間、利用車両のイグニッションをオフにした際の位置情報がユーザー及び他のセカンダリードライバーに共有されることを承諾するものとします。</p>
<p>第 18 条(反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セカンダリードライバーは、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたはこれらの者と密接な交友関係のある者(以下「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。 2. セカンダリードライバーは、自ら若しくは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを保証するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 	<p>第 19 条(反社会的勢力の排除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セカンダリードライバーは、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたはこれらの者と密接な交友関係のある者(以下「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。 2. セカンダリードライバーは、自ら若しくは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを保証するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

改訂前	改訂後
(5) その他前各号に準じる行為	(5) その他前各号に準じる行為
<p data-bbox="107 196 365 220">第 19 条 (準拠法・裁判管轄)</p> <ol data-bbox="107 236 1102 339" style="list-style-type: none"><li data-bbox="107 236 725 260">1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。<li data-bbox="107 276 1102 339">2. セカンダリドライバーと当社との間で本規約または本サービスに関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	<p data-bbox="1124 196 1382 220">第 20 条 (準拠法・裁判管轄)</p> <ol data-bbox="1124 236 2119 339" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1124 236 1742 260">1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。<li data-bbox="1124 276 2119 339">2. セカンダリドライバーと当社との間で本規約または本サービスに関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2024 年 12 月 10 日改訂	2026 年 3 月 5 日改訂

コネクティッドサービスのお申込み内容について(特定商取引法に基づく表記)

改訂前	改訂後																																																										
<p>■責任者 国内営業本部長 三浦 忠</p> <p>■利用料金(消費税込み) 以下に記載 ※料金はお申込日の税率で計算された金額です。 消費税に係る法律が改正された場合は、実際のお支払額とは異なる可能性があります。</p> <p>コネクティッドサービス利用料(消費税込み)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス・プラン名称</th> <th>提供期間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス</td> <td>10年(注1)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ベースサービス 快適・楽しむサービス</td> <td>3年(注2)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン</td> <td>4年目以降(注3)</td> <td>月払い:220円/月 年払い:2,420円/年</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス リモートエンジンスタート</td> <td>(注4)</td> <td>月払い:220円/月 年払い:2,420円/年</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ</td> <td>4年目以降(注5)(注6)</td> <td>年払い:13,200円/年 2年払い:24,200円/2年</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)</td> <td>(注1)(注7)</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各サービス・プランの対象となる車種は、車載通信機を搭載した車両です。なお、車載通信機の世代ごとに提供可能なサービス・プランは異なります。詳しくは、当社公式ウェブサイト(https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)をご覧ください。</p> <p>※情報通信端末をご使用の場合、各サービス・プランのご利用にかかる情報通信端末の通信料および通話料は契約者のご負担となります。この場合、当該通信料および通話料は、ご利用の電気通信事業者の定めるところによります。</p> <p>※お支払いいただいた利用料金は、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。</p> <p>※無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。</p> <p>(注1)10年とは、利用車両の初度登録日より10年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>(注2)3年とは、利用車両初度登録日より3年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内のどの</p>	サービス・プラン名称	提供期間	利用料金	ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス	10年(注1)	無料	ベースサービス 快適・楽しむサービス	3年(注2)	無料	ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン	4年目以降(注3)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年	オプションサービス リモートエンジンスタート	(注4)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年	オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ	4年目以降(注5)(注6)	年払い:13,200円/年 2年払い:24,200円/2年	オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)	(注1)(注7)	無料	<p>■責任者 国内ブランドビジネス統括本部長 三浦 忠</p> <p>■利用料金(消費税込み) 以下に記載 ※料金はお申込日の税率で計算された金額です。 消費税に係る法律が改正された場合は、実際のお支払額とは異なる可能性があります。</p> <p>コネクティッドサービス利用料(消費税込み)</p> <p>対象車両:車載通信機を搭載した2026年春発売予定のMAZDA CX-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス・プラン名称</th> <th>提供期間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本プラン</td> <td>10年(注1)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全・安心・快適プラン</td> <td>1年(注1)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2年目以降(注2)</td> <td>月払い:500円/月 年払い:5,500円/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Google 搭載用データ無制限プラン</td> <td>1年(注1)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2年目以降(注2)</td> <td>月払い:990円/月 年払い:10,890円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象車両:車載通信機を搭載した車両(ただし、2026年春発売予定のMAZDA CX-5は除きます。また、車両に搭載された車載通信機の世代により提供可能なサービス・機能は異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。)</p> <p>【 URL : https://www.mazda.co.jp/globalassets/assets/carlife/connected/common/pdf/cs_servicelist.pdf】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス・プラン名称</th> <th>提供期間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス</td> <td>10年(注1)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ベースサービス 快適・楽しむサービス</td> <td>3年(注1)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン</td> <td>4年目以降(注2)</td> <td>月払い:220円/月 年払い:2,420円/年</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス リモートエンジンスタート</td> <td>(注3)</td> <td>月払い:220円/月 年払い:2,420円/年</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ</td> <td>4年目以降(注4)(注5)</td> <td>年払い:13,200円/年 2年払い:24,200円/2年</td> </tr> <tr> <td>オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)</td> <td>(注1)(注6)</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	サービス・プラン名称	提供期間	利用料金	基本プラン	10年(注1)	無料	安全・安心・快適プラン	1年(注1)	無料	2年目以降(注2)	月払い:500円/月 年払い:5,500円/年	Google 搭載用データ無制限プラン	1年(注1)	無料	2年目以降(注2)	月払い:990円/月 年払い:10,890円/年	サービス・プラン名称	提供期間	利用料金	ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス	10年(注1)	無料	ベースサービス 快適・楽しむサービス	3年(注1)	無料	ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン	4年目以降(注2)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年	オプションサービス リモートエンジンスタート	(注3)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年	オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ	4年目以降(注4)(注5)	年払い:13,200円/年 2年払い:24,200円/2年	オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)	(注1)(注6)	無料
サービス・プラン名称	提供期間	利用料金																																																									
ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス	10年(注1)	無料																																																									
ベースサービス 快適・楽しむサービス	3年(注2)	無料																																																									
ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン	4年目以降(注3)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年																																																									
オプションサービス リモートエンジンスタート	(注4)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年																																																									
オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ	4年目以降(注5)(注6)	年払い:13,200円/年 2年払い:24,200円/2年																																																									
オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)	(注1)(注7)	無料																																																									
サービス・プラン名称	提供期間	利用料金																																																									
基本プラン	10年(注1)	無料																																																									
安全・安心・快適プラン	1年(注1)	無料																																																									
	2年目以降(注2)	月払い:500円/月 年払い:5,500円/年																																																									
Google 搭載用データ無制限プラン	1年(注1)	無料																																																									
	2年目以降(注2)	月払い:990円/月 年払い:10,890円/年																																																									
サービス・プラン名称	提供期間	利用料金																																																									
ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス	10年(注1)	無料																																																									
ベースサービス 快適・楽しむサービス	3年(注1)	無料																																																									
ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン	4年目以降(注2)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年																																																									
オプションサービス リモートエンジンスタート	(注3)	月払い:220円/月 年払い:2,420円/年																																																									
オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ	4年目以降(注4)(注5)	年払い:13,200円/年 2年払い:24,200円/2年																																																									
オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)	(注1)(注6)	無料																																																									

改訂前	改訂後
<p>時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>(注 3) 4 年目以降とは、ベースサービス 快適・楽しむサービスの契約プランにおける無料期間(注 2) 満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。</p> <p>(注 4) 契約期間は、お申込日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。</p> <p>(注 5) 3 年とは、マツダオンラインナビ用 SD カードの装着より 3 年後までをいいます。当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>(注 6) 4 年目以降とは、ナビゲーションサービス マツダオンラインナビの契約プランにおける無料期間(注 5) 満了日の翌日以降に新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 2 年間(2 年払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 2 年間(2 年払いの場合)、自動的に更新されます。</p> <p>(注 7) ナビゲーション用 SD カードアドバンスおよびナビゲーション用 SD カードアドバンス 2 の更新期限内でご利用頂けます。</p>	<p>※情報通信端末をご使用の場合、各サービス・プランのご利用にかかる情報通信端末の通信料および通話料は契約者のご負担となります。この場合、当該通信料および通話料は、ご利用の電気通信事業者の定めるところによります。</p> <p>※お支払いいただいた利用料金は、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。</p> <p>※無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。</p> <p>(注 1) 1 年、3 年または 10 年とは、利用車両の初度登録日より 1 年後、3 年後または 10 年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>(注 2) 2 年目以降または 4 年目以降とは、無料期間が 1 年または 3 年(注 1) の契約プランにおける無料期間(注 1) 満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。</p> <p>(注 3) 契約期間は、お申込日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 1 ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。</p> <p>(注 4) 3 年とは、マツダオンラインナビ用 SD カードの装着より 3 年後までをいいます。当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>(注 5) 4 年目以降とは、ナビゲーションサービス マツダオンラインナビの契約プランにおける無料期間(注 4) 満了日の翌日以降に新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から 1 年間(年払いの場合)もしくは 2 年間(2 年払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了す</p>

改訂前	改訂後
	<p>る旨を当社に通知する必要があります。これとなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）もしくは 2 年間（2 年払いの場合）、自動的に更新されます。</p> <p>(注 6) ナビゲーション用 SD カードアドバンスおよびナビゲーション用 SD カードアドバンス 2 の更新期限内でご利用頂けます。</p>